

令和6年3月

# 伊那市議会定例会議案書

令和6年2月22日

令和6年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	辺地に係る総合整備計画の策定について……………	4
議案第2号	財産（土地）の譲与について……………	17
議案第3号	損害賠償の額を定め和解を行うことについて……………	19
議案第4号	公の施設の指定管理者の指定について……………	20
議案第5号	市道路線の認定について……………	21
議案第6号	伊那市職員の育児休業等に関する条例及び伊那市会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	22
議案第7号	伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対す る実費弁償条例の一部を改正する条例……………	24
議案第8号	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する条例の一部を改正する条例……………	26
議案第9号	伊那市犯罪被害者等支援条例……………	32
議案第10号	伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例……………	36
議案第11号	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	37
議案第12号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例……………	39
議案第13号	伊那市介護保険条例の一部を改正する条例……………	41
議案第14号	伊那市生活改善センター及び集会施設条例の一部を改正する条例……………	43
議案第15号	伊那市農村公園条例の一部を改正する条例……………	44
議案第16号	伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例及び伊那市50年の森林（もり） ビジョン推進委員会条例の一部を改正する条例……………	45
議案第17号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	46
議案第18号	伊那市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例……………	49
議案第19号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	50
議案第20号	伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	52
議案第21号	伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例の一部を改正する条例……………	53
議案第22号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	56
議案第23号	財産（建物）の譲与について……………	60
議案第24号	財産（建物）の譲与について……………	62

議案第25号	令和5年度伊那市一般会計第1回補正予算について……………	63
議案第26号	令和5年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について……	64
議案第27号	令和5年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算 について……………	65
議案第28号	令和5年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について…	66
議案第29号	令和5年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について……………	67
議案第30号	令和5年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第6回補正予算に ついて……………	68
議案第31号	令和5年度伊那市水道事業会計第3回補正予算について……………	69
議案第32号	令和5年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について……………	70
議案第33号	令和5年度伊那市自動車運送事業会計第3回補正予算について……………	71
議案第34号	令和6年度伊那市一般会計予算について……………	72
議案第35号	令和6年度伊那市国民健康保険特別会計予算について……………	73
議案第36号	令和6年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について……	74
議案第37号	令和6年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について……………	75
議案第38号	令和6年度伊那市介護保険特別会計予算について……………	76
議案第39号	令和6年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について……………	77
議案第40号	令和6年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について……………	78
議案第41号	令和6年度伊那市藤沢財産区特別会計予算について……………	79
議案第42号	令和6年度伊那市北原財産区特別会計予算について……………	80
議案第43号	令和6年度伊那市長藤財産区特別会計予算について……………	81
議案第44号	令和6年度伊那市水道事業会計予算について……………	82
議案第45号	令和6年度伊那市下水道事業会計予算について……………	83
議案第46号	令和6年度伊那市自動車運送事業会計予算について……………	84

辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

横山地区、上新山地区、山室地区、荊口地区、御堂垣外地区及び片倉地区における辺地に係る総合整備計画を策定するため、提案するものであります。

(別紙)

## 総合整備計画書

長野県伊那市 <sup>よこやま</sup>横山辺地

辺地の人口 1 7 3 人：面積 2.1 km<sup>2</sup>

### 1 辺地の概況

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 横山                     |
| (2) 地域の中心の位置       | 伊那市横山 9 2 5 3 番地ほか 3 筆 |
| (3) 辺地度点数          | 1 4 9 点                |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の伊那地区西部に位置し、中央アルプスを境に木曾地域に接しています。この地域の一部は、中央アルプス国立公園に含まれる山地で、その麓に田園、畑作地帯、そして広大な平地林が形成されています。

本辺地内にあるザゼンソウの群生地では、約 20 アールの湿地帯にザゼンソウが一面に広がり、北向き斜面の立地のため、雪の中に顔を出すザゼンソウを見ることができるところから、愛好者に人気のスポットとなっています。しかしながら、群生地内に整備した木道の老朽化により、市内外の来訪者を呼び込めない状況となっているため、施設の改修を行い、ザゼンソウ群生地の魅力を高める必要があります。

また、本辺地内の市道は、狭あいでの屈曲した箇所が多く、路面の整備も遅れていることから、地域住民の安全で安心な生活環境や鳩吹公園等への来訪者の利便性を図るため、計画的に道路環境を整備していく必要があります。

### 3 公共的施設の整備計画

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間

(単位：千円)

施設名	区 分 事 業 主 体 名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
ザゼンソウ群 生地整備	伊那市	5,000	0	5,000	5,000
道路改良	伊那市	20,000	0	20,000	20,000
合 計		25,000	0	25,000	25,000

## 総合整備計画書

長野県伊那市 <sup>かみにいやま</sup> 上新山辺地

辺地の人口 3 2 2 人：面積 9.3 km<sup>2</sup>

### 1 辺地の概況

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 上新山                |
| (2) 地域の中心の位置       | 伊那市富県 2 4 4 9 番地 1 |
| (3) 辺地度点数          | 1 4 5 点            |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の富県地区東部に位置し、三方を山に囲まれた標高 8 0 0 から 1,000 メートルまでの丘陵地にあり、日本の原風景ともいえる自然が息づく山あいの集落です。本市では、2014 年度（平成 26 年度）に本辺地を含む新山地区を「田舎暮らしモデル地域」の第 1 号として指定しており、県内に 4 地区ある「移住者の溶け込み支援に積極的に取り組むモデル地区」の一つとして、長野県の指定も受けています。

本辺地内の市道は、路面の整備が遅れていることから、地域住民の安全で安心な生活環境や来訪者の利便性を図るため、計画的に道路環境を整備していく必要があります。

また、本辺地内の飲料水は、上新山簡易水道、場広飲料水供給施設及び西の平飲料水供給施設により供給していますが、施設の老朽化や野生動物の増加に起因するとされるクリプトスポリジウム対策が重要な課題となっており、安全な飲料水を供給するための施設を整備する必要があります。

### 3 公共的施設の整備計画

2024 年度（令和 6 年度）から 2028 年度（令和 10 年度）まで 5 年間

(単位：千円)

施設名	区 分 事 業 主 体 名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路改良	伊那市	30,000	0	30,000	30,000
簡易水道建設 改良	伊那市	15,600	0	15,600	7,800
合 計		45,600	0	45,600	37,800



## 総合整備計画書

長野県伊那市 <sup>やまむろ</sup>山室辺地

辺地の人口 1 9 6 人：面積 2 . 4 km<sup>2</sup>

### 1 辺地の概況

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 山室                  |
| (2) 地域の中心の位置       | 伊那市高遠町山室 2 0 5 1 番地 |
| (3) 辺地度点数          | 1 0 3 点             |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区東部、三峰川の支流である山室川沿いに位置し、美しい棚田を有する中山間地域です。高齢化による過疎化が顕著な地区ですが、近年では移住先として注目されています。

本辺地から園児が通う高遠第 2 ・ 第 3 保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築 5 4 年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内にある三義生活改善センター及び隣接する三義地域交流拠点施設は、旧高遠町時代に地域住民の交流、社会教育施設として設置されましたが、三義生活改善センターは築 4 6 年、三義地域交流拠点施設は築 2 1 年が経過し、老朽化が大きな課題となっており、両施設ともに建物の改修、照明の L E D 化等の対応が求められます。

さらに、本辺地内の飲料水は、高遠町第二簡易水道により供給していますが、施設の老朽化や野生動物の増加に起因するとされるクリプトスポリジウム対策が重要な課題となっており、安全な飲料水を供給するための施設を整備する必要があります。

### 3 公共的施設の整備計画

2 0 2 4 年度（令和 6 年度）から 2 0 2 8 年度（令和 1 0 年度）まで 5 年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
高遠第2・第3保育園建設※	伊那市	127,578	67,014	60,564	60,500
集会施設整備 (三義生活改善センター、 三義地域交流拠点施設)	伊那市	6,000	0	6,000	6,000
簡易水道建設 改良	伊那市	13,300	0	13,300	6,600
合計		146,878	67,014	79,864	73,100

※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

416,920千円（特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円）

○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合

30.6%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）

## 総合整備計画書

長野県伊那市 <sup>ばらぐち</sup> 荊口辺地

辺地の人口 52 人：面積 1.5 km<sup>2</sup>

### 1 辺地の概況

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 荊口                |
| (2) 地域の中心の位置       | 伊那市高遠町荊口 5 2 6 番地 |
| (3) 辺地度点数          | 106 点             |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区東部、三峰川の支流である山室川沿いに位置し、高齢化による過疎化が顕著な地区ですが、近年では移住先として注目されています。

本辺地から園児が通う高遠第 2・第 3 保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築 54 年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内の飲料水は、荊口飲料水供給施設により供給していますが、施設の老朽化や野生動物の増加に起因するとされるクリプトスポリジウム対策が重要な課題となっており、安全な飲料水を供給するための施設を整備する必要があります。

### 3 公共的施設の整備計画

2024 年度（令和 6 年度）から 2028 年度（令和 10 年度）まで 5 年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
高遠第2・第 3保育園建設 ※	伊那市	23,764	12,483	11,281	11,200
簡易水道建設 改良	伊那市	700	0	700	300
合計		24,464	12,483	11,981	11,500

※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

416,920千円（特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円）

○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合

5.7%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）

## 総合整備計画書

長野県伊那市 みどがいと 御堂垣外辺地

辺地の人口 1 3 2 人：面積 1. 1 km<sup>2</sup>

### 1 辺地の概況

- |                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 御堂垣外                      |
| (2) 地域の中心の位置       | 伊那市高遠町藤沢 3 6 6 0 番地ほか 1 筆 |
| (3) 辺地度点数          | 1 1 9 点                   |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区北東部に位置し、かつては杖突街道や金沢街道の宿場町として栄えました。現在でも本陣跡や問屋跡があり、当時の名残が感じられる地区ですが、近年では過疎化が大きな課題になっています。

本辺地から園児が通う高遠第 2・第 3 保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築 5 4 年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内にある藤沢多目的集会施設、藤沢トレーニングセンター及び高遠町柔剣道場は、旧高遠町時代に地域住民の交流、社会教育及び体育施設として設置されましたが、藤沢多目的集会施設は築 4 4 年、藤沢トレーニングセンターは築 3 8 年、高遠町柔剣道場は築 3 2 年が経過し、老朽化が大きな課題となっており、全ての施設において建物の改修、照明の L E D 化等の対応が求められます。

### 3 公共的施設の整備計画

2 0 2 4 年度（令和 6 年度）から 2 0 2 8 年度（令和 1 0 年度）まで 5 年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
高遠第2・第 3保育園建設 ※	伊那市	18,761	9,855	8,906	8,900
集会施設整備 (藤沢多目的 集会施設)	伊那市	3,000	0	3,000	3,000
体育施設整備 (藤沢トレー ニングセンタ ー、高遠町柔 剣道場)	伊那市	6,000	0	6,000	6,000
合計		27,761	9,855	17,906	17,900

※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

416,920千円（特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円）

○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合

4.5%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）

## 総合整備計画書

長野県伊那市 <sup>かたくら</sup>片倉辺地

辺地の人口 1 7 3 人：面積 1.3 km<sup>2</sup>

### 1 辺地の概況

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 片倉                    |
| (2) 地域の中心の位置       | 伊那市高遠町藤沢 6 1 1 6 番地 1 |
| (3) 辺地度点数          | 1 3 8 点               |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区北部に位置し、花の百名山である守屋山の麓、日本の原風景ともいえる自然が息づく山あいの集落ですが、近年では近隣地区同様に過疎化が大きな課題となっています。

本辺地から園児が通う高遠第2・第3保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築54年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内の飲料水は、片倉簡易水道及び峠簡易給水施設により供給していますが、施設の老朽化や野生動物の増加に起因するとされるクリプトスポリジウム対策が重要な課題となっており、安全な飲料水を供給するための施設を整備する必要があります。

### 3 公共的施設の整備計画

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
高遠第2・第 3保育園建設 ※	伊那市	31,686	16,644	15,042	15,000
簡易水道建設 改良	伊那市	48,700	0	48,700	24,300
合計		80,386	16,644	63,742	39,300

※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

416,920千円（特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円）

○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合

7.6%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）



財産（土地）の譲与について

下記のとおり土地を譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する土地

(1) 地 番 伊那市山寺 1 6 1 1 番 3 の内 ほか 4 筆  
(別記のとおり)

(2) 地 目 用悪水路及び公衆用道路  
(別記のとおり)

(3) 地 積 5 1 8 . 9 9 平方メートル

2 譲与する相手先 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3  
国土交通省

3 譲与する日 令和 6 年 6 月 1 日

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

環状北線の延伸事業において堤防用地として必要な市有地を河川管理者へ譲与するため、提案するものであります。

(別記)

譲与する財産（土地）の一覧

地番	地目	地籍(m <sup>2</sup> )
伊那市山寺1611番3の内	用悪水路	64.59
伊那市山寺1618番5	用悪水路	34.43
伊那市山寺1620番3の内	公衆用道路	59.81
伊那市山寺1621番18の内	用悪水路	37.28
伊那市中央6441番40の内	用悪水路	322.88
合計	5筆	518.99

損害賠償の額を定め和解を行うことについて

令和5年10月30日に締結した建設工事請負契約を解除することによる損害賠償の額を定め、和解を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 損害賠償の額を定めること。
  - (1) 相手方 伊那市下新田3105番地  
有限会社河野土木  
代表取締役 河野 哲三
  - (2) 損害賠償額 1,155,000円
  
- 2 和解を行うこと。

上記の金額で相手方と和解を行う。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

建設工事請負契約を解除することによる損害を賠償するため、提案するものであります。

## 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 1 旧中村家住宅

施設の名 称	指定管理者の名 称	指 定 の 期 間
旧中村家住宅	特定非営利活動法人ナカラ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

## 市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-2538	日影指定550号線	日影 685番10先	日影 685番8先		メートル 72.2	メートル 5.0
I-2539	日影29号線	日影 650番10先	日影 650番1先		メートル 124.2	メートル 5.0
I-2540	上新田18号線	上新田 2585番1先	上新田 2585番13先		メートル 81.5	メートル 6.0

令和6年2月22日提出

伊那市長 白鳥 孝

## （提案理由）

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

伊那市職員の育児休業等に関する条例及び伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員を除く。）」を削る。

(伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊那市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 15 条の 2 給与条例第 5 1 条から第 5 3 条までの規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前条において準用する給与条例第 5 1 条から第 5 3 条までの規定による勤勉手当の支給について準用する。

第 25 条第 1 項中「「給料」を「「受けるべき給料」に、「当該パートタイム会計年度任用職員が、それぞれその基準日現在において」を「パートタイム会計年度任用職員として」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 25 条の 2 給与条例第 5 1 条から第 5 3 条までの規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第 5 2 条第 2 項中「において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてパートタイム会計年度任用職員として受けるべき基本報酬の月額に相当する額として市長が定める額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、提案するものであります。

伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例

伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例（平成 18 年伊那市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

車賃（1 k mにつき）	1 9 円
日当（1 日につき）	2, 6 0 0 円
宿泊料（1 夜につき）	1 1, 8 0 0 円

」を

「

車賃（1 k mにつき）	3 7 円
日当（1 日につき）	2, 6 0 0 円
宿泊料（1 夜につき）	1 1, 8 0 0 円を上限とした実費額

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝



(提案理由)

市の機関等が出頭を求めた関係人の実費弁償について、職員の旅費等に準ずるよう改正するため、提案するものであります。

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年伊那市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例（平成 18 年伊那市条例第 71 号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

」を

「

1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例（平成 18 年伊那市条例第 71 号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に準じて実施する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法の規定に準じて実施する生活保護の措置に関する	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

<p>る事務であって規則で定めるもの</p>	<p>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護法による保護の実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は被保護者健康管理支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成１６年法律第１６６号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１０２号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和２９年法律第１４４号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

	住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年伊那市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の改正規定中「別表第2を」を「別表第2の1の項を」に、

「

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基

		礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--------------------------

」を

「

1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」に

改める。

附則中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日」を「令和6年12月2日」に改める。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定による個人番号の独自利用事務に、外国人に対する生活保護の措置に関する事務を追加等するため、提案するものであります。

伊那市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内において活動を行う者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者、犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (8) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (9) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。



ない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。

5 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(支援体制の整備)

第7条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第8条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第10条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、二次被害及び再被害を防止するため、市営住宅(伊那市営住宅条例(平成18年伊那市条例第149号)第3条第1号に規定する市営住宅をいう。)への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、広報、啓発、教育その他の必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第15条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

犯罪被害者等に対する支援を行うため、提案するものであります。

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例（平成18年伊那市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「限る。）で」を「限る。）のうち、被保険者等又は後期高齢者医療被保険者であって」に改め、同条第2項ただし書中「第8号及び第9号」を「第7号及び第8号」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

福祉医療費給付金の支給対象者に、後期高齢者医療の被保険者に該当するひとり親家庭の親を加えるため、提案するものであります。

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 23 条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回路に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 35 条第 3 項中「、施設型給付」を「、施設型給付費」に、「同条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改め、「、」に「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とを削り、「特別利用教育」を「特別利用保育」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を加える。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 51 条第 3 項中「法第 19 条第 1 号又は第 3 号」を「同号又は同条第 3 号」に改め、「を含む。））」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」と」を加え、「第 2 項から第 4 項まで」を「前 3 項」に改める。

第 52 条第 2 項中「法第 19 条第 3 号」を「同条第 3 号」に改め、同条第 3 項中

「に限る。）」と」の次に「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### （提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）の施行等により、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例（平成 2 2 年伊那市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

御堂いきいき交流施設	伊那市長谷溝口 2 3 9 2 番地
白沢いきいき交流施設	伊那市西春近 3 9 9 0 番地 8
桑田いきいき交流施設	伊那市長谷溝口 2 6 6 6 番地
北和田いきいき交流施設	伊那市富県 7 7 6 5 番地 7
羽广大沢いきいき交流施設	伊那市西箕輪 2 9 0 4 番地 1
上溝原いきいき交流施設	伊那市西箕輪 3 9 0 0 番地 3 0 8
奈良尾いきいき交流施設	伊那市富県 2 6 4 6 番地 6
榛原いきいき交流施設	伊那市東春近 9 2 0 4 番地
台殿いきいき交流施設	伊那市高遠町藤沢 8 5 番地 1
花畑いきいき交流施設	伊那市高遠町東高遠 2 2 2 2 番地 2
上村いきいき交流施設	伊那市山寺 1 4 2 3 番地

」を

「

上村いきいき交流施設	伊那市山寺 1 4 2 3 番地
------------	------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

介護予防施設を所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。



## 伊那市介護保険条例の一部を改正する条例

伊那市介護保険条例（平成18年伊那市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項各号を次のように改める。

- |   |    |          |
|---|----|----------|
| (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 | 年額 | 28,200円  |
| (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者                                | 年額 | 36,960円  |
| (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者                                | 年額 | 44,040円  |
| (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者                                | 年額 | 60,480円  |
| (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者                                | 年額 | 67,200円  |
| (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者                                | 年額 | 80,640円  |
| (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者                                | 年額 | 90,720円  |
| (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者                                | 年額 | 100,800円 |
| (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者                                | 年額 | 114,240円 |
| (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者                              | 年額 | 127,680円 |
| (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者                              | 年額 | 141,120円 |
| (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者                              | 年額 | 154,560円 |
| (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者                              | 年額 | 161,280円 |

第9条第2項から第5項までを削り、同条第6項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「16,440円」を「16,800円」に改め、同項を同条第2項とし、同条第7項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「16,440円」を「16,800円」に、「23,020円」を「23,520円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「第6項の」を「第2項の」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「第6項中「16,440円」を「第2項中「16,800円」に、「42,740円」を「43,680円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第9項を同条第5項とする。

第11条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第9条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）に基づき、介護保険の保険料に関する区分を多段階化し、保険料率を改定等するため、提案するものであります。

伊那市生活改善センター及び集会施設条例の一部を改正する条例

伊那市生活改善センター及び集会施設条例（平成 18 年伊那市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表中

「

台殿生活改善センター	伊那市高遠町藤沢 175 番地
北原生活改善センター	伊那市高遠町藤沢 725 番地

」を

「

北原生活改善センター	伊那市高遠町藤沢 725 番地
------------	-----------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

台殿生活改善センターを所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

伊那市農村公園条例の一部を改正する条例

伊那市農村公園条例（平成 18 年伊那市条例第 131 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

三義山村広場	伊那市高遠町山室 2015 番地 1
美和湖公園	伊那市長谷黒河内 219 番地

」を

「

美和湖公園	伊那市長谷黒河内 219 番地
-------	-----------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

三義山村広場を廃止するため、提案するものであります。

伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例及び伊那市50年の森林（もり）  
ビジョン推進委員会条例の一部を改正する条例

（伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部改正）

第1条 伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例（平成25年伊那市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「農林部耕地林務課」を「農林部」に改める。

（伊那市50年の森林（もり）ビジョン推進委員会条例の一部改正）

第2条 伊那市50年の森林（もり）ビジョン推進委員会条例（平成28年伊那市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条中「農林部50年の森林推進室」を「農林部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

令和6年4月1日付けの組織機構の改編に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成 18 年伊那市条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

	伊那市山寺 2515 番地 2	木造	29.75	昭和 32 年度 1 戸
城南町団地	伊那市西町 6022 番地 3	中耐	57.10	平成 11 年度 4 戸 (シルバーハウジング)

」を

「

城南町団地	伊那市西町 6022 番地 3	中耐	57.10	平成 11 年度 4 戸 (シルバーハウジング)
-------	-----------------	----	-------	-----------------------------

」に、

「

	伊那市西箕輪 7200 番地 27	簡平	33.71	昭和 42 年度 28 戸
--	-------------------	----	-------	---------------

」を

「

	伊那市西箕輪 7200 番地 27	簡平	33.71	昭和 42 年度 24 戸
--	-------------------	----	-------	---------------

」に、

「

	伊那市若宮 7319 番地 2	簡平	37.26	昭和 45 年度 12 戸
--	-----------------	----	-------	---------------

」を

「

	伊那市若宮 7319 番地 2	簡平	37.26	昭和 45 年度 10 戸
--	-----------------	----	-------	---------------

」に

改める。

別表第 3 中

「

8	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項
---	---

	<p>に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれか（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に該当するもの</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>
--	---

」を

「

8	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>
9	<p>伊那市犯罪被害者等支援条例（令和6年伊那市条例第 号。以下「犯罪被害者等支援条例」という。）第2条第2号に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援条例第2条第1号に規定する犯罪等（以下「犯罪等」という。）により収入が減少し、生計の維持が困難となった者</p> <p>(2) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住することが困難となった者</p>

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

市営住宅の整備計画に従い使用に耐えなくなったものを廃止し、入居者の資格に犯罪被害者等を加えるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。



伊那市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

伊那市空家等対策協議会条例（平成 30 年伊那市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年伊那市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「9,100 円」に改める。

別表中

「

団長及び副団長	12,440 円	13,320 円	14,200 円
分団長及び副分団長	10,670 円	11,550 円	12,440 円
部長、班長及び団員	8,900 円	9,790 円	10,670 円

」を

「

団長及び副団長	12,500 円	13,350 円	14,200 円
分団長及び副分団長	10,800 円	11,650 円	12,500 円
部長、班長及び団員	9,100 円	9,950 円	10,800 円

」に

改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊那市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「南アルプス林道の区域内の伊那市長谷黒河内 2,873 番地の 2、南アルプス林道と国道 152 号線分岐点から黒河内国有林 271 林班、北沢峠までの区間」を「長谷区域内」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(4) 分杭峠の施設の位置 伊那市長谷市野瀬 1595 番地 3

第 4 条第 2 項中「長谷総合支所に農林建設課」を「商工観光部」に改める。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

自動車運送事業の事業区域に戸台パークから分杭峠まで等を加えるとともに、令和 6 年 4 月 1 日付けの組織機構の改編及び地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例の一部を改正する条例

伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

名称	種別	運賃	有効期間
----	----	----	------

」を

「

名称	種別	運賃・料金	有効期間
----	----	-------	------

」に、

「

小荷物運賃券	荷物運賃の種類	額
	郵便物	国土交通省告示に基づく額
	新聞雑誌	1 個につき、運送区間の小児片道普通旅客運賃に相当する額
	その他	1 個につき、運送区間の小児片道普通旅客運賃に相当する額

」を

「

小荷物運賃券	1 個につき、運送区間の小児片道運賃相当額
--------	-----------------------

」に、

「

特殊手回り品（スキー用具）券	小児運賃相当額。ただし、100 円を超える場合は、100 円とする。
----------------	------------------------------------

」を

「

特殊手回り品（スキー・スノーボード用具）券	小児運賃相当額。ただし、100円を超える場合は、100円とする。
分杭峠施設利用料金	分杭峠の施設の利用者1人につき、1日500円

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

普通旅客運賃表

1 南アルプスクイーンライン（北沢峠線）

			戸台パーク	戸台口
			300円	180円
		戸台大橋	300円	400円
	歌宿	660円	850円	950円
北沢峠	430円	980円	1,150円	1,240円

(1) 基準賃率 52円10銭以内

(2) 指定停留所 なし

2 分杭気の里ライン（分杭峠線）

	戸台パーク
分杭峠	750円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

自動車運送事業の運行系統に戸台パークから分杭峠まで等を加えることに伴い、市営バスの運賃及び料金を改定等するため、提案するものであります。

## 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

## 記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
樋代 正吉	昭和 23 年 6 月 21 日	長野県伊那市坂下 3292 番地	新任
菅野 明子	昭和 50 年 4 月 7 日	長野県伊那市手良中坪 102 番地	新任
酒井 謙一	昭和 34 年 7 月 19 日	長野県伊那市東春近 2321 番地	再任

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

荒木貴子委員、本郷要委員及び酒井謙一委員が令和 6 年 6 月 30 日をもって任期満了となることに伴い、上記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 3 年、略歴は別紙のとおりであります。



# 略 歴

ひ だい まさ よし  
樋 代 正 吉

昭和 23 年 6 月 21 日生 (満 75 歳)

本 籍 長野県伊那市坂下 3 2 9 2 番地

住 所 長野県伊那市坂下 3 2 9 2 番地

## 最 終 学 歴

昭和 46 年 3 月 明治大学農学部卒業

## 職 歴

自 昭和 46 年 4 月  
至 平成 21 年 3 月 伊那市職員

# 略 歴

かん の あき こ  
菅 野 明 子

昭和50年4月7日生（満48歳）

本 籍 長野県伊那市手良中坪102番地1

住 所 長野県伊那市手良中坪102番地

## 最 終 学 歴

平成10年 3月 信州大学農学部卒業

## 職 歴

自	平成10年	4月	障害者多機能型事業所輪っこはうす
至	平成13年	3月	
自	平成13年	4月	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会
至	平成27年	4月	
自	平成27年	5月	特定非営利活動法人パンセの会
至	平成29年	10月	
自	平成29年	11月	特定非営利活動法人じりつ支援ネットいな
至	現	在	

# 略 歴

さか い けん いち  
酒 井 謙 一

昭和34年7月19日生（満64歳）

本 籍 長野県伊那市東春近2321番地

住 所 長野県伊那市東春近2321番地

## 最 終 学 歴

昭和57年 3月 東京電機大学理工学部卒業

## 職 歴

自	昭和57年	4月	長野県内中学校教諭
至	平成13年	3月	
自	平成13年	4月	長野県総合教育センター生徒指導専門教員
至	平成13年	9月	
自	平成13年	10月	辰野町立辰野中学校教諭
至	平成23年	3月	
自	平成23年	4月	須坂市立相森中学校教頭
至	平成25年	3月	
自	平成25年	4月	伊那市立春富中学校教頭
至	平成28年	3月	
自	平成28年	4月	伊那市立長谷小学校校長
至	令和2年	3月	
自	令和2年	4月	伊那市教育委員会生涯学習課社会教育指導員
至	令和4年	3月	
自	令和4年	4月	伊那市教育委員会学校教育課指導主事
至	現	在	

## 公 職 歴

自	令和3年	7月	人権擁護委員
至	現	在	

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する建物

- (1) 所在地 伊那市長谷溝口 2392 番地
- (2) 名称 御堂いきいき交流施設
- (3) 構造規模 木造 平屋建て  
69.29 平方メートル ほか 9 棟  
(別記のとおり)

- 2 譲与する相手先 伊那市長谷溝口 2392 番地  
南郷村  
代表 宮下 典央 ほか 9 団体  
(別記のとおり)

- 3 譲与する日 令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

介護予防施設を所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

(別記)

譲与する財産(建物)の一覧

譲与する建物			譲与する相手先
所在地	名称	構造規模	
伊那市長谷溝口 2392番地	御堂いきいき交 流施設	木造 平屋建て 69.29㎡	伊那市長谷溝口2392番地 南郷村 代表 宮下 典央
伊那市西春近 3990番地 8	白沢いきいき交 流施設	木造 平屋建て 149.05㎡	伊那市西春近3990番地 白沢地区 代表 城倉 寿宏
伊那市長谷溝口 2666番地	桑田いきいき交 流施設	木造 平屋建て 59.95㎡	伊那市長谷溝口2666番地 桑田村 代表 西村 安司
伊那市富県 7765番地 7	北和田いきいき 交流施設	木造 平屋建て 136.63㎡	伊那市富県7771番地 1 北和田組常会 代表 中川 孝博
伊那市西箕輪 2904番地 1	羽広大沢いきい き交流施設	木造 平屋建て 124.21㎡	伊那市西箕輪2904番地 1 羽広第五組 代表 赤羽 啓一
伊那市西箕輪 3900番地308	上溝原いきいき 交流施設	木造 平屋建て 136.86㎡	伊那市西箕輪3900番地308 羽広第七組 代表 青木 優
伊那市富県 2646番地 6	奈良尾いきいき 交流施設	木造 平屋建て 127.52㎡	伊那市富県2645番地口 奈良尾常会 代表 六波羅 太
伊那市東春近 9204番地	榛原いきいき交 流施設	木造 平屋建て 173.07㎡	伊那市東春近9204番地 榛原区 代表 伊東 邦治
伊那市高遠町藤 沢85番地 1	台殿いきいき交 流施設	木造 平屋建て 178.86㎡	伊那市高遠町藤沢85番地 1 台殿区 代表 北原 孝幸
伊那市高遠町東 高遠2222番地 2	花畑いきいき交 流施設	木造 平屋建て 142.84㎡	伊那市高遠町東高遠2222番地 2 花畑町内会 代表 遠藤 誠

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲与する建物
  - (1) 所在地 伊那市高遠町藤沢175番地
  - (2) 名称 台殿生活改善センター
  - (3) 構造規模 木造 2階建て  
161.16平方メートル
- 2 譲与する相手先 伊那市高遠町藤沢85番地1  
台殿区  
代表 北原 孝幸
- 3 譲与する日 令和6年4月1日

令和6年2月22日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

台殿生活改善センターを所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

令和 5 年度伊那市一般会計第 1 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市一般会計第 1 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝



令和 5 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 6 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 6 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 5 年度伊那市水道事業会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市水道事業会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市自動車運送事業会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市自動車運送事業会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝



令和 6 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 6 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 6 年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市藤沢財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市藤沢財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市北原財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市北原財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝



令和 6 年度伊那市長藤財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市長藤財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 6 年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 6 年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 6 年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

伊那市長 白 鳥 孝